

中部運輸局
自動車交通部

令和7年4月15日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 本田、古久保、竹中
Tel 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

伊豆地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和7年4月14日、静岡県伊東市のいず東海タクシー株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書（運賃改定）が提出されましたのでお知らせします。

なお、伊豆地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者

法人名：いず東海タクシー 株式会社
住 所：静岡県伊東市八幡野1208-95

2. 運賃及び料金変更認可申請の概要（普通車申請分）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	1.0kmまで 700円	1.2kmまで 680円

【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	227mまで 100円	241mまで 90円

（※1）伊豆地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
静岡県23市12町のうち、沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。）、熱海市（ただし、泉地区を除く）、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡（東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）の6市5町の地域

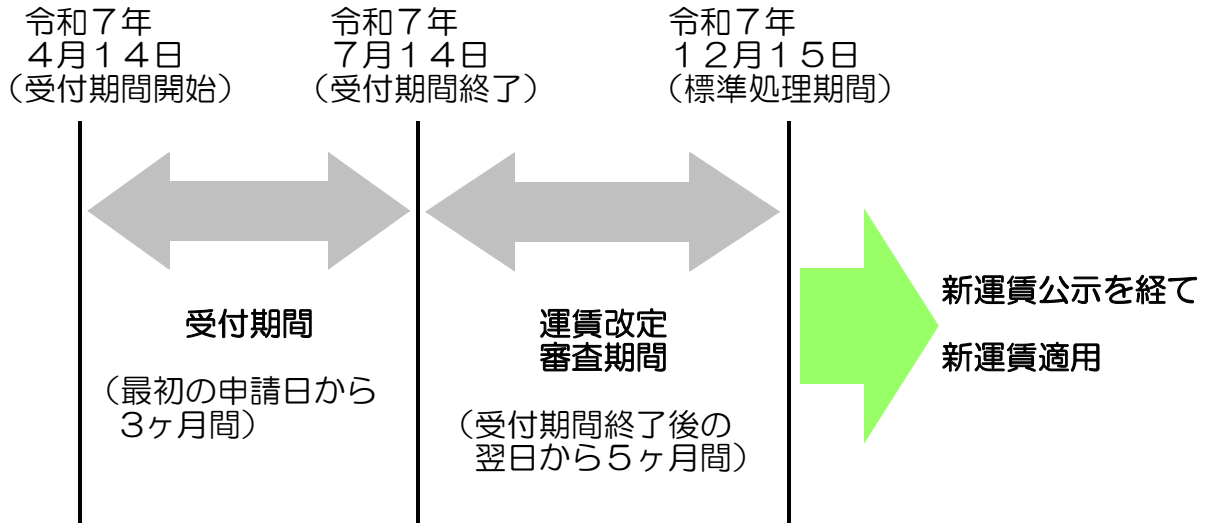
（※2）伊豆地区 事業者数及び車両数（令和7年4月14日現在）

事業者数：22者

車両数：514両

※5割以上＝257両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達したものの、申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【伊豆地区略図】

「伊豆地区」とは、下地図の黄色部分です。

